

# 令和8年度秋田県公文書館講座 「記憶の護り人 養成教室」開催要項

## 1 開催趣旨

歴史的資料の整理や保存、目録作成等に関する講義及び実習の受講・修了を通して、県内を中心に、資料整理スキルを持つ人材を養成することで、秋田県公文書館（以下「公文書館」という。）が所蔵する古文書や資料等の利用拡大を図るため、この養成教室を開催する。

また、当教室の受講を通して、歴史的資料の整理や保存等における知識や経験、技能、ネットワークを得た修了者が、それぞれの地域でその力を発揮し、地域の貴重な古文書等の資料が維持、継承、活用されることにこの養成教室が資することを図る。

## 2 「記憶の護り人」の語意

「記憶の護り人」とは、公文書館による造語である。これには、次のような思いが込められている。

- (1) 「古文書を読むことができる」から一歩進んで、「古文書等の歴史的資料を整理や保存することができる」人材を意味している。
- (2) 未着手の歴史的資料には、いまだ明かされていない先史の記録が眠っており、これを整理・保存することで、未来の世代へ先人が記した貴重な記憶・遺産を継承することを役割とする。

## 3 内容

養成教室の内容は、主に次のとおり。

- (1) 講義  
歴史的資料（文書、絵図等）の整理や保存、目録作成等に関する事項を学ぶ。
- (2) 実習  
公文書館所蔵の古文書の整理や解説、目録作成等を行う。  
今年度の整理予定資料 「細井家文書」

## 4 修了証

全日程に出席された方には、「修了証」を交付する。

## 5 開催日時等

開催日時は、次のとおり。

- (1) 日程（全4回）
  - ① 7月9日（木）
  - ② 9月10日（木）
  - ③ 10月8日（木）
  - ④ 12月10日（木）※全日程参加を原則とする。
- (2) 時間 午前10時から午後3時30分
- (3) 場所 3階多目的ホール

6 定員

募集定員等については、次のとおりとする。

- (1) 定員 10名
- (2) 申込み順に登録の適否を認定する。

7 受講料

受講料は、無料。

8 申込条件

申込みにあたっては、次のいずれかの条件に該当する方とする。

- (1) 公文書館が実施する「古文書解読講座」を受講した方
- (2) くずし字解読の素養がある方

9 申込方法

「秋田県公文書館講座「記憶の護り人 養成教室」申込書」に必要事項を記入し、次のいずれかによって公文書館に申し込むこと。

- (1) 持参 公文書館閲覧室カウンターまで
- (2) 郵送 〒010-0952 秋田市山王新町14-31  
秋田県公文書館「記憶の護り人 養成教室」係
- (3) E-mail koubunshokan@pref.akita.lg.jp
- (4) FAX 018-866-8303
- (5) 電話 018-866-8301

10 携行品

受講に際し、次の物が必要またはあれば望ましい。

- (1) 昼食
- (2) くずし字辞典
- (3) 手袋、マスク等

<問合せ先>  
公文書館  
担当 古文書チーム